

## 一般社団法人 日本臨床神経生理学会 指導医認定、認定更新等に関する細則

### (目的)

第1条 本細則は、「一般社団法人 日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）指導医認定および認定更新に関する規則」に基づき、指導医の認定および認定更新に関する事項を定め、適正な運用を行うことを目的とする。

### (委員会)

第2条 指導医の認定、認定更新等に関する業務は、本学会の認定委員会（以下「委員会」という）が行う。

### (指導医の申請資格)

第3条 日本臨床神経生理学会指導医（以下「指導医」という）の申請資格は以下のように定める。

- 1) 日本臨床神経生理学会専門医資格を有していること。
- 2) 1回以上専門医資格を更新していること。
- 3) メディカルスタッフ対象を含む指導実績を有すること。
- 4) 学会発表あるいは論文実績1報以上（共著者でも良い）があること。
- 5) 脳波分野と筋電図・神経伝導分野に分ける。専門医を有している分野の指導医になることができる。両専門医を有している場合には、両分野の指導医になることができる。

### (指導医認定申請と認定更新申請について)

第4条 指導医の認定申請および認定更新申請の手続きについては以下のように定める。

2. 委員会は、対象となる専門医・指導医に、指導医申請書、ないし、指導医更新申請書を郵送する（書式はホームページからのダウンロードも可能とする）。
3. 申請者は、本学会事務局に申請書を郵送して申請する。
4. 認定審査料は無料とする。

### (指導医資格更新の基準)

第5条 指導医認定を更新する場合は、指導医申請資格で定める基準のうち、

資格更新時に次の各号に掲げる項目を満たしていなければならない。

- 1) 臨床神経生理専門医資格を有していること。
- 2) 直近5年間にメディカルスタッフ対象を含む指導実績を有すること。

(指導医の公表)

第6条 指導医は本学会ホームページに氏名、所属機関及びその所在地の都道府県を掲載する。

(改正)

第7条 本細則の改正は、委員会の審議を得た上で、理事会の承認を要する。

(補則)

第8条 本細則の施行について必要な事項は、委員会の決議を経て別に定める。

附則

1. 本細則は、2016年10月26日から施行する。
2. 本細則は、2019年1月27日から施行する。